

事業契約書(案) 新旧対照表

頁	別紙	章	条	1	(1)	①	項目等	修正前	修正後
			3				仮契約書(案)	この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条の規定により、吉川市議会で議決されたときに本契約になるものとする。	この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定により、吉川市議会で議決されたときに本契約になるものとする。
6		4	15	5			設計の変更	前2項の場合の設計変更の費用及び変更による追加的費用は、当該設計変更が、市が提供した情報若しくは資料の誤り又は市の提示条件若しくは指示の不備若しくは変更による場合等、市の責めに帰すべき事由に基づく場合には、市が負担し、事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、事業者が負担する。	前4項の場合の設計変更の費用及び変更による追加的費用は、当該設計変更が、市が提供した情報若しくは資料の誤り又は市の提示条件若しくは指示の不備若しくは変更による場合等、市の責めに帰すべき事由に基づく場合には、市が負担し、事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、事業者が負担する。
28		9	65	3	(1)		市による本契約の終了	給食が継続して供給できない等、事業者による本事業の放棄と認められる状況が、7日以上継続したとき。	給食が継続して供給できない等、事業者による本事業の放棄と認められる状況が、5営業日以上継続したとき。
35		12	73	2			不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	前項の協議にかかわらず、当該状況が発生した日から14日以内に対応策等についての合意が成立しない場合には、市は、対応策等を決定して事業者へ通知し、事業者は、当該対応策等に従うものとする。	前項の協議にかかわらず、協議を開始した日から14日以内に対応策等についての合意が成立しない場合には、市は、対応策等を決定して事業者へ通知し、事業者は、当該対応策等に従うものとする。
46	4			1		①	設計及び建設工事等業務のサービスの対価	基準金利は、引渡し予定日の2営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページ(又はその後継もしくは代替ページ)に掲示されている6箇月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートとする。なお、提案書提出時に使用する基準金利は2.0%とする。	基準金利は、引渡し予定日(ただし、「既存学校給食センターの解体・撤去業務」は当該業務の完了予定日、「既存学校給食調理場の解体・撤去業務並びに関小学校及び栄小学校の配膳室等の設計及び建設工事等業務」は関小学校及び栄小学校の配膳室の引渡し予定日)の2営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページ(又はその後継もしくは代替ページ)に掲示されている6箇月LIBORベース10年物(円/円)金利スワップレートとする。なお、提案書提出時に使用する基準金利は2.0%とする。
55	4			3		②	支払方法	市は、既存学校給食センターの解体・撤去業務が終了後、事業者からの請求手続を経て平成28年10月から平成43年1月まで年4回の割賦方式(4月、7月、10月、1月)により元利均等にて支払うこととする。なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の金額変更があった場合、事業者が発生するコスト(融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等)は、市の負担とする。	市は、既存学校給食センターの解体・撤去業務が終了後、事業者からの請求手続を経て平成28年10月から平成43年1月まで年4回の割賦方式(4月、7月、10月、1月)により元利均等にて支払うこととする。